

Title	国有化産業における価格・産出量政策
Sub Title	Price-output control in nationalized industry
Author	丸尾, 直美
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.5 (1959. 5) ,p.407(21)- 423(37)
JaLC DOI	10.14991/001.19590501-0021
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590501-0021">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590501-0021</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

と、その均等化の緊急不可欠なる所以との二面があることを述べた。かかる農民の負担中最大のものは主要街道筋の助郷役であり、しかも、その賦課方法が高掛であり、田地の持高に依じてなされていることは、封建社会の直接税の負担者である高持百姓の負担を過重にし、他方商工業をその負担より除き、ますます封建社会の矛盾を激化せしめつつあったことが論ぜられている。

(注六四・六五・六六・六七・六八) 同 一八六頁。

(注六九) 同 一九〇頁。

(注七〇・七一) 同 一九三頁。

(注七二) 同 一九五頁。

(注七三・七四・七五・七六) 同 一九六頁。

(注七七・七八) 同 一九六―七頁。

(注七九・八〇) 同 一九七頁。

(注八一) 同 一九八頁。

(注八二・八三) 同 二〇四頁。

(注八四) 同 二〇六頁。

(注三九) 同 一四二頁。

(注四〇・四一) 同 一四三頁。

(注四二) 同 一五一頁。

(注四三・四四) 同 一五七頁。

(注四五・四六) 同 一六〇頁。

(注四七・四八・四九・五〇・五一・五二) 同 一六七頁。

(注五三・五四・五五・五六・五七) 同 一六八頁。

(注五八・五九) 同 一七二頁。

(注六〇) 同 一七九頁。

(注六一) 同 一八〇頁。

(注六二) 同 一八六頁。

(注六三) 幽谷の力役に關しては、当時の事情の經濟史的考察とあいまってその持つ意味を検討したものに、大山敷太郎氏「藤田幽谷の力役課徴論」(『經濟史研究』第十七卷第六号、昭和十二年六月)がある。氏はそこで幽谷の力役課徴論には当時力役の課徴が如何に過重・苛酷であるかという事実論と、これを如何に軽減・安易ならしむべきかの政策論とから、すなわちその負担の不均等

## 国有化産業における価格・産出量政策

丸尾直美

### 一、問題の提起

この小論において対象とするのは、しばしば基礎産業と呼ばれる産業の中で、固定設備費用が総費用のうちの大きな部分を占めるような種類の産業(例えば電力、ガス、鉄道、鉄鋼業等)である。周知の如く、この種の産業では、独占が経済的に不可避かつ有利であるのが普通である。何故、この種の産業を対象としたかという点、国有化が必要であると思われるのは主としてこの種の産業であるからである。実際に資本主義国において、国有化が問題とされるべき対象に選ばれるのも主としてこの種の産業である。又、国有化しない場合は、独占を許容しつつ統制する必要があるが、いずれの場合にしても、この種の産業に属する企業の統制の基準を得るためには、正しい価格・産出量政策の在り方を明らかにすることが極めて大切となる。

国有企業乃至公有企業における価格・産出量政策に關連する議論

国有化産業における価格・産出量政策

はいろいろな立場乃至観点からなされて来ている。先ず第一に挙ぐべきは、近代經濟学者による純理論的論争である。この論争の中では二つの問題をめぐる議論が特に重要である。その一つは社会主義社会における經濟計算問題をめぐる議論であり他の一つは、「理想的(Ideal) 価格」乃至「理想的産出量」についての厚生經濟学的議論である。第二に、經營学的立場からなされる公益事業料金論も価格乃至産出量政策についての議論である。第三に、英、仏などの資本主義国の国有化企業で行なわれた實際の価格乃至産出量政策をめぐる議論がある。最後に、共産主義圏——特にソ連——における価値価格論争も国有企業の価格・産出量政策の在り方についての論争に關連がある。これはマルクス主義理論による価値及び価格をめぐっての議論である。更にこれらの論争に別の立場から加わった者などを加えれば、公有企業における価格・産出量政策は実に様々な観点から關心を持たれ、議論されて来ているといえる。

\* 価格・産出量政策と呼ぶのは、価格と産出量とは、どちらかを

先にきめて他をそれに適応させるとは限らないからである。cf. B. P. Beckwith, 'Marginal-cost Price-output Control', 1935, p. 174 & p. 194.

この小論において扱う価格・産出量政策は国有化産業におけるものであるが、前述の諸論争は、この問題解明の基礎となる。しかし私が述べようとする論は単なる公企業の料金論とは若干趣を異にする。私は先に、産業国有化政策を経済政策の手段として利用することの意義を検討した結果、国有化を少数の産業についてのみ行なう場合は、種々のジレンマが生ずるが、それでもこのジレンマの性格を充分認識して、妥当な政策をとるならば、国有化は有意義な政策となりうるとの結論に達した\*。そしてその際、国有化企業の統制方法における混乱乃至誤りが国有化政策の難点を大きくしていることを指摘した。そこで、国有化企業統制の中心となる価格・産出量政策を検討して、その正しい在り方を示そうとするのが、この小論の目的である。

\*「三田学会雑誌」一九五八年十月号、「フエビアン研究」一九五八年七月号。

この小論は原理論でなくて政策論である。それ故、国有化政策の意義を論じた場合と同様、①経済効率と発展、②経済安定、③経済平等と民主化をその政策目的として前提とする。もちろん、第一次基準とするのは①であるが、副次的基準として国有化企業での価格・産出量政策が国民経済の安定(特に景気変動の調節)に及ぼす

影響並びに所得の平等化と産業民主化に及ぼす影響をも考慮に入れる。国有化される産業はたとえ少数であっても、いわゆる基礎産業であるから、その部門での政策が、国民経済全体の発展、安定、平等化に及ぼす影響はきわめて重要である。国有化産業を経済政策乃至計画化の手段として用いることを意図する以上、この点の考慮は特に大切である。

### 二、限界費用論争の展開

国有企業の価格・産出量政策に関連する議論がいろいろな形で行なわれて来たことは先に述べた通りであるが、これらの議論の中心をなして来た一つの軸を求めるとすれば、それは限界費用論争であろう。これは価格・産出量政策の基準として限界費用原則をとるのが妥当か否かをめぐる論争である。ソ連及び他の共産主義圏の諸国の国有企業における価格形成問題といえども、この問題に無関係ではあり得ない。限界費用論争は一九三七、八年にラーナーとホテリングが、限界原則を価格・産出量政策に適用しよう主張したことに端を発している。彼等の議論は様々な批判を受けながらも、多くの者によって原則的に支持され、一時はこの分野にも「限界革命」を引き起したかの観があった。

しかし、一九五〇年代頃から、再び新たな注目すべき変化が生じて来た。すなわちその一つは、限界分析の微視的あるいは部分均衡論的制約から脱して新たな一般均衡論的分析によって価格・産出量もすべて価格と呼ぶことにする)の可否が問題になる。更に差別価格制も考えられる。これは複数価格制と一見似ているが、MC価格制の範ちゅうには入らないから、第③の立場として区別したほうが妥当である。以下三つの節においては、これらの立場から主張される議論を検討する。更に第六節以下においては、MC原則の制約とMC原則の適用領域を明確にすると共に巨視動態論的立場に立った価格・産出量政策の理論を検討する。同時に国有産業での経験をも参照して、政策適用に際しての実際の諸要因を考慮に入れ、国有産業における価格・産出量政策の指針を示したいと思う。

### 三、平均費用原則

MC原則論についてみる前にまず第一に、単純なるAC原則論を検討しよう。この論はACをカバーするように価格を定めるべきであるとす理論である。しかも、複数価格制(multi-part tariff)と価格差別化(price discrimination)を考慮しない論である\*。この種の論は公有企業の価格・産出量政策についての理論が未発達の頃に一部の理論経済学者によってなされた論であり、理論としては単純なものである。

\* 公益事業の価格政策を論じた経営経済学者は可成り早くから複数料金制及び価格差別化を用いる方法を考えていたが、理論経済学者はこれを軽視していた。

英国社会主義系の理論家E・F・M・ダービンの理論も、最初は

政策の基準を探ろうとする試みである。これはいわば理論の枠の横へ、の拡張といえる。もう一つは、限界分析の静態論的枠を脱して動態論的方向へ進む、いわば縦への時間的拡張の動きである。今日、経済学のあらゆる分野にかつての「限界革命」に比すべき「巨視動態革命」ともいうべきものが進行しつつあり、理論の枠の縦横両面への拡張がなされて来ている。公有企業における価格・産出量政策といえども、こうした「革命」の進行の方向に進むのが正しいと思われる。しかし、それだからといって、限界分析に基づく価格・産出量政策は無用のものになったわけではない。短期的条件下(固定設備一定の下)での諸政策、たとえば価格乃至料金構成(Price or tariff structure)の分野においては、その有用性が存続するであろう。

この小論は以上のような観点に立ちつつ、限界費用論争の批判的検討を通じて、正しい価格・産出量政策の基準を探ろうとする一つの試みである。

限界費用論争をめぐってなされて来たいろいろな主張を整理すると、①平均費用(以下ACと略)原則を主張する立場、②限界費用(以下MCと略)原則を主張する立場に大別される。後者は更に、この方法をとることによって生ずる赤字を補う方法の違いによって、③政府の財政補助金によって補うという論と、④企業自体で補う方法を重視する論とに分けられる。これらも更に細分される。特に企業自体で補う場合は、複数価格制(multi-part tariff)料金を

国有化産業における価格・産出量政策

この種のものであった。すなわち彼は、マルチ・プラント (Multi-plant) 産業については、MCが価格と一致するように産出量を定める方法を主張するが、鉄道や電力産業の如く、単一の大プラント (乃至固定設備) 産業で、ACが漸減する場合は、MC=価格になるまで産出量を増大させる政策をとれば損失を生ずるから、価格がACをカバー出来るように産出量を定めるべきであるという。ここでダービンのいうACとは、「どれほど離れていようと、合理的に予見しうる支払いのすべてを含む」ものとされている。すなわち「長期及び短期、固定及び変動、経常 (current) 及び置換のすべての費用」を含むものと考えている。オスカー・ランゲも一九三六年に発表した論文においては、社会主義的独占企業の執行部の活動を導く原則として、平均費用の最小化と、「平均費用と生産物価格の一致」という原則を提示した。

\* E. F. M. Durbin, 'Problems of Economic Planning,' p. 89.

\* Oscar Lange, 'On the Economic Theory of Socialism,' (Review of Economic Studies, Oct. 1936, p. 62)

しかし、公有企業における価格及び産出量政策論が発達した今日ではこれを一般原則のための理論として主張するものはないといつてよいであろう。ダービンも、先の論文を書いてから後に、二部価格制の優越性を論じたR・H・コース (coase) の論に示唆されて、二部価格制をとるのがよいとの見解を受け入れた。ダービンの先の

p. 242), R. H. Montgomery, I. R. Burns, etc.

\* Beckwith, 'Marginal Cost Price-output Control,' 1955, pp. 196-7.

#### 五、限界費用原則の再検討

しかし、この方法をとれば、その産業全体としては赤字を生ずると考えられた。何故なら大固定設備を有するような産業は平均費用漸減型産業であり、ACが最小になる理想的産出量の点においてMCはAC以下にあると考えられたからである。そこでこの赤字をいかに補うかについて様々な論が生まれた。これを大別すると赤字分を税金収入からの補助金で補う方法と、国有企業自体で補う方法とに分けられる。

\* 単一生産物を単一価格で生産する場合、生産量をX、価格をPとすると、

$$AC = \frac{C}{X}, \quad MC = \frac{dC}{dX} \quad AC \text{ 漸減ならば}$$

$$\frac{C+dC}{X+dX} - \frac{C}{X} < 0$$

$$X(C+dC) < (X+dX)C$$

$$\therefore \frac{dC}{dX} < \frac{C}{X}$$

#### (1) 税金による赤字の補填

この方法を費用漸減型産業や公有企業へ適用すべきことを明確に

国有化産業における価格・産出量政策

論文の付注にその旨が述べられている。ランゲのほうも、MC原則を主張するA・ラーナーの批判に会い、先の論を補修して、「現存プラントにおける経営者については」、ラーナー原則が妥当であると認めるにいたった。

\* リビンコット編「土屋清訳「社会主義計画経済論」所載のランゲの論文参照。この論文は前掲論文を改訂したものである。

#### 四、限界費用原則

それでは何故、AC原則による価格・産出量決定が理論的に受け入れ難いかというと、大きな固定設備を有するような産業では、AC以下に価格を下げれば需要増大→産出量増加→設備の利用度の増大→ACの低下という過程によって「理想的乃至最適産出量」(厚生を極大にする産出量)に接近する余地が大きいからである。

そして理想的産出量はMC原則の適用によってえられると考えられた。AC価格に対しては、その他、価格の伸縮性を阻害し、景気変動に不利であるとか、AC曲線の一義的決定は出来ないとか、いろいろいわれた。しかし、これらは付随的議論であり、理想的乃至最適産出量からの大きな乖離ということだけで、AC原則排斥の決定的理由になると考えられた。この議論は一時は理論的には疑いの余地なきものとまで認められ、多くの理論家の支持を得た。

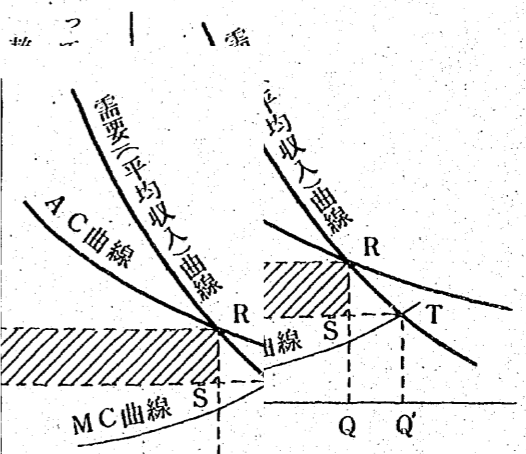
\* H. Hotelling, 'General Welfare in Relation to Problems of Railway and Utility Rates,' (Econometrica, July 1938,

主張して、その理論的根拠を明らかにしたのは、A・ラーナー、J・E・ミード、H・ホテリング等である。この方法はしばしば「ラーナー・ホテリング解決法」(Lerner-Hotelling solution) と呼ばれ、その理論乃至原則は「ラーナー・ホテリング理論 (又は原則)」と呼ばれる。これをR・H・コースの要約によって示すと次の如くなる。(i) 生産物の各単位に支払われる額 (価格) は、MCに等しくさるべきである。(ii) ACが漸減している場合、MCはACより小であるから、生産物に支払われる総額は総コストに充たないであろう。(iii) 総コストの総収入超過額 (それはしばしば損失又はネガティブ・レントと名付けられる) は政府の負担とさるべきであり、税によって負担さるべきである。

\* 価格をMCと等しくしなくとも比例させればよいとの主張(R・フリッシュ) もあったが厳密にいうと正しくない。ラーナー (一九三六年) もホテリング (一九三九年) も比例させればよいと一時考えたが、この考えはP・サミュエルソン、コース、ベックウィッチ等によって批判されている。ラーナー自身も一九四四年には、価格をMCに比例させるのでなく、一致させる必要があると述べた。

R. Fish, *Econometrica*, Vol. VII, 1939, Hotelling, *Econometrica*, *ibid.*, P. Samuelson, 'Foundations of Economic Analysis' 1947, p. 240, Coase, 'Marginal Cost Control-versy' (*Economica*, N. S. Vol. XLV, 1947), Beckwith, *cit.*

p. 89, A. Lerner, 'Economics of Control,' New York, 1947, pp. 102-4.



かし、後述する如く、巨視的動態論的立場に立ち、又、政策的考慮を加えれば、価格をMCに間接税としてMCに比例させる政策のほうが劣るとは必ずしもいえない。

略図すると、右図の如くこの損失分は長方形P'P'SR(斜線部分)で示される。国家はこの部分を補助金で補うわけである。この三命題のうち(甲)はMC価格政策を主張する者の多くに共通であるが、(乙)の命題、すなわち損失額をどのような税金で補うべきかについては様々な方法が考えられる。まず第一は、一般国税によって補う方法である。国税の中でも、どのような税をそれに当てるかについては論者によって意見の相違がある。たとえばホテリングは、土地税(Land taxes)、レントへの税(後出)、広告への税、所

得及び相続への課税、その他重大な損失を伴わないような税の利用を推奨している\*。そのような方法で税収入を得て補助金を行なえば大富豪と大土地所有者以外の者はほとんど利益を得ると彼はいう。資本徴税(capital levy)によって補助金の財源を確保するのがよいとみる者もある。この方法は、「利潤から賃金への所得の移転をもたらす」という付随的利点を有するであろう\*。消費税に属する一般間接税(たとえばsales taxes, excise taxes)を利用する方法も考えられるが、この方法は一つの産業でのMC原則が、他の産業でのMC原則からの一層の乖離によって行なわれる結果になるから概して好ましくない\*。ただ、需要が価格に対して非弾力的であるような商品に課税する場合は所得税(これは仕事と閑暇との限界条件を歪める)よりも好ましいこと\*であろう\*。

ベックウィスは、販売税や法人所得税を排斥して、理想的な税として人頭税(head tax)、資産税(estate taxes)、贈与税、土地代への税を推奨している。何故なら、それらの税は、産出量をも所得をも減少させる影響が小さいと考えられるからである。又、純利潤への税と許されていても推奨されないような行為(賭博、飲酒、きつ煙等)への税は、その行為の抑制が有益であるからである。ただし、やはり彼の言う如く、人頭税は逆進的である故、逆進的効果を相殺するために、先にあげたような累進性の強い税や場合によっては資本徴税のような手段を併用することが必要であるとい

えよう。

\* H. Hotelling, "General Welfare in Relation to Problems of Taxation and of Railway and Utility Rates," *Econometrica*, July, 1938, p. 257).

\*\* E. J. Meade "Price and Output Policy of State Enterprise", (*Economic Journal*, Dec, 1944, pp. 327-8).

\*\*\* A. M. Henderson, "The Pricing of Public Utility Undertakings," (*Manchester School*, Sept, 1947, p. 286) Beckwith, cit. p. 221.

\*\*\*\* N. Ruggles, "Recent Development in the Theory of Marginal Cost Pricing," (*Review of Economic Studies*, 1949-50, p. 128).

しかし、一般的国税でもって赤字を補う方法に対する反対も強い。反対論は第一に課税→補助金の関係が所得の分配関係に悪影響を与えることに向けられる\*。すなわちこの方法をとれば課税される者から、被補助産業の生産物を消費する者へ所得を再分配することになり不公平であるという。しかし、この反対論は、再分配前における所得の理想的乃至最適分配を想定してのみ妥当する。論者の中には、かえって、このことによる再分配効果を利用して、所得平等化に役立てることが出来るから利用の仕方如何では欠点でなくむしろ利点であると考える者もありうる\*。先述の如くラーナー的方法を採用することを主張する者が補助金のため必要となる財源を累進

国有化産業における価格・産出量政策

的税に求めようとする傾向があるのは、この方法が所得の平等化に役立つことを好ましいとみているからである。それ故、この方法が、所得の再分配により分配関係を害するという論拠に立つ反対論は決定的なものとはいえない。

\* Coase, cit. p. 176.

\* ちょっと別な理由からであるが、ミッドも産業の公有化とMC原則の採用が低所得者に有利な影響を及ぼすことを、この方法採用に伴う利益とみている (Meade, cit. p. 328)。

但し、被補助産業が全国的なものでなく、その消費者が一部の者に限られる場合は、一部の者を全国的課税で補助すること(つまり全国の被課税者から、一部の者への所得再分配)によって一部の者を利することは、何か特別の理由がない限り、不公平と考えられることもあるだろう(その場合には、赤字は後に述べるような他の方法によって補われるのが妥当だろう)。この場合、「利益を受ける者が払うべきである」という種類の議論(the he-who-benefits-should-pay kind of argument)に反対することは困難であろう。しかし水道、市内バス経営などの場合における赤字は、A.M.ヘンダーソンが提案する如く、地方税(local taxes)によって補うことによって受益者と被課税者との不一致というこの難点を緩和出来る。第二に、先述の如く、必要とされる追加課税が、限界課税として、他の企業のMCに影響を与え、かくて、資源の悪配分を生ずるという論がある。しかし、ベックウィスが言う如く、課税の選び方



如何では、そのような悪影響を緩和出来る。すなわち社会主義下では利子及びレントの収入をそれに当てれば良く、又、資本主義下であっても人頭税ならば、資源悪配分の恐れはない。しかし、人頭税は逆進的性格を持つので、もし資本主義下で行なうとすれば、——そしてしかも貧者に不利になる所得の不平等の再分配を排しようとすれば——、累進性が強く、しかも限界コストへの影響の少ない税を組み合わせることによって、税による資源の悪配分と、貧者に不利な所得の不平等の再分配の両方を緩和するような方法を選ぶべきである。国有化産業部門の赤字がそれほど大でない場合はこうした方法でそれを補うことが出来る。しかし、国有化産業の赤字を課税で補う政策にはその他、必要となる重税による害、補助金に伴う害、国有化産業の低価格が、私企業の活動を助勢し、その利潤を増大させる点が批判される。すなわち、独占的産業の大部分が公有化されている経済においては公有化された基礎産業の低価格政策のおかげで生産が刺激され、利益を得るのは他の公有産業であるが、少数の基礎産業しか公有化されていない経済においては利益の多くが独占的私企業のものとなる。この点は少数の一産業のみを国有化した場合に生ずる重要な難点である。

\* この種の害については「三田学会雑誌」(前掲)において述べたから再述しない。

まただがこの場合の赤字はMC原則の採用だけから生ずるわけではない。

る。価格差別化はしばしば複数価格制と混同されるが、両者の原理は全く異なる。複数価格制は先に述べた様な方法で行なわれる以上、それはむしろMC原則の範ちゅうに属する。その変動価格は、MCの違いに応じて異なることになる。ところが価格差別化の場合、付せられるそれぞれの価格はそれぞれの費用に応じて定められるのではない。費用にでなくむしろ消費者の支払い能力又は、消費者余剰の大きさに応じて価格が差別されるのが価格差別化である。費用の差に応じた価格差は価格差別化とは呼ばない。

価格差別化はこのようにMC原則にもとづく価格ではないから、MC価格の付せられる場合(完全競争の場合も含む)に比べれば、「理想的」でないが、AC価格の場合に比すれば次のような点で好ましい場合があるといえる。すなわちAC価格ならば赤字を出さずしては全く生産されないというようなとき、差別価格制によって赤字を出さずに生産することが可能になる場合がある。場合によってはMC価格の場合に近い産出量を赤字なしであげることが可能となる。すなわち一定の生産物についてのAC曲線が需要曲線(平均収入曲線)の上であれば、いかなる単一価格体系のもとでも生産は赤字を意味する。だが、AC曲線が需要曲線よりも上にあるとしても、若干の点において、価格差別化のもとでの平均収入曲線よりも下にあるとすれば、赤字を出さずに生産することが出来る。それ故、かりに差別化が可能であるとすれば(可能であるためにはその生産物に対する需要の弾力性に相違がある需要者の集団が存して、

国有化産業における価格・産出量政策

第三に、赤字を補助金で補う方法は、補助される産業における経営者の経営能率に害があるともいわれる。すなわち、損失を生じてもよいということになれば、経営者は、コストに充分な関心を払わなくなり、従って経営能率が低下すると考えられるからである。ACをカバーするような価格を付することによって収支適合原則をとる方法が実際の政策として推奨されるのは、赤字に伴うこれらの難点のためであることが多い。

(2) 複数価格制

今見た如く、赤字を補うために国家から補助を受けるのは好ましくないことが多いので、国有化産業自体において赤字を補うことも考える必要がある。そうした方法のうちで最も代表的なものが複数価格制である。複数価格制のうちのもっとも簡単な二部価格制によってその原理を略示すると、二六頁に示した図形における斜線でかいた長方形の部分を固定料金に廻し消費量に応じた変動料金としてMC価格を付するわけである。「この方法によって、限界価格は費用と等しく保たれ、他方、同時に総費用もカバーされる」。この方法をとることが好ましい場合も少なくない。

\* cf. Coase, "The Marginal Cost Controversy," (Economica, 1946, XIII), A. Lewis 'Overhead Cost,' Chap. II, "Two-Part Tariff" & p. 188.

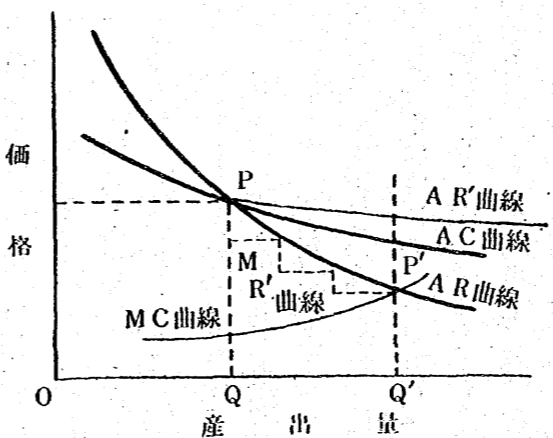
(3) 価格差別化

次に国有化産業の赤字を補う手段として価格差別化が考えられ

その集団間の移転が出来ないことが条件となる)、若干の産出量が生産されることになる。この場合、差別化により、一つの集団の需要者の価格が単一価格のときよりも高くなり、不利益を蒙り、他方、価格を下げられた集団が利益を受ける場合は、両者を比較対照出来なければ、差別化が好ましいとはいえない。しかし、ここで生産される生産物に対する需要の弾力性が大であるような市場の構成員(彼等に対しては価格が引下げられる)の弾力性がより乏しい市場の構成員よりも、一層貧しいことがありうるが、そのような場合には、差別化は低所得者に有利になる。それ故、所得平等化が望ましいと考える限り、たとえ高所得層の構成する市場における価格を若干引上げて行なわれたとしても、それは好ましいといえよう。しかし、このような集団間の比較をしなくとも、差別化の利益が生ずる場合がある。それは差別化の結果、高い方の価格を付けられる集団の価格も、単一価格のとき以上にならない場合である。費用漸減の条件下においてはこのようなことが生ずることがある。費用漸減の条件下にあり、MCがACより小であればあるほどそうなる。また、差別化によって産出量が増大する程度は、弾力性のより大きいほうの場合における需要曲線の凹面(原点に対する凸面)性の程度に依存する。弾力性の乏しいほうの需要曲線に対して、一層弾力的なほうの需要曲線が一層凹面である程、産出量の増大は著しい。それ故、赤字が好ましくないとすれば、そのような凹面性が大であり、差別化により産出量が著しく増大するようなときでMCがACよりはる

かに小である場合は、差別設定の適当な基準が見出される限り、差別価格制を利用すべきであるといえる。しかし私的独占体の場合には、不用意に、価格差別化を許すならば、独占体はこれを余剰能力の充分な利用という目的のためにでなく、独占利潤追求のために用いる。それ故、大きな余剰能力を残したままに新たな投資を行ない、従って設備投資を過大にさせる恐れがある。国有化産業においてもこの恐れがないとはいえないから充分なる監視が必要とされる。

\* 即ち左図の如く、単一価格のときは需要曲線(A R 曲線)は A C 曲線の下にある。価格は P Q、産出量は O Q である。差別価格を付することによって、需要と平均収入が増大して A R' 曲線の示す如く、A C 曲線の上になり、産出量の場合によつては、O Q' (M C 価格のときと同量)まで増大出来る。少なくとも O Q より増大出来る。cf. Clemens, "Price Discrimination in Increasing Cost Industries", American Economic Review, Dec. 1941, p. 797. 及び J. R. Robinson, "Incomplete Competition in Economics", Macmillan, 1933, p. 246.



より増大出来る。cf. Clemens, "Price Discrimination in Increasing Cost Industries", American Economic Review, Dec. 1941, p. 797. 及び J. R. Robinson, "Incomplete Competition in Economics", Macmillan, 1933, p. 246.

ロビンソン「不完全競争の経済学」加藤恭男訳二六三頁。河辺吉氏は同様のことを総費用曲線、総収入曲線を用いて説明している。河辺吉「独占差別価格の評価」(早稲田「政治経済学雑誌」一九五八年十月号)。これらは私的独占体についての議論であるが、公的独占たる国有企業の場合にも適用しうる。

\* J. R. Robinson 同書二六五頁。

\* 同書二六五、六頁及び Clemens, cit. p. 797.

\* 同書二四四頁以下数頁参照。

\*\*\*\* cf. R. K. Davidson, "Price Discrimination in Selling Gas and Electricity", 1955.

(4) レント及び利子収入の利用

国有化産業における赤字を補う方法としてはその他、サーヴィス料金の利用なども考えられるが、余り重要ではないから、考察を省略して、最後に、レントや利子によって赤字を補う方法について一言する。この方法はベックウイスやミードによって重視されている。彼等をはじめ、人口が自然資源と資本の両者に対して最適の水準にあり、労賃が労働者の平均及び限界生産物に一致するならば、労賃がレントと利子以外のすべての国民所得を吸収するので、総赤字(これは「理想的」価格・産出量統制が行なわれたことにより生ずる赤字であり、ネガティブ・レント(negative rent)と呼ばれる)は、レント及び利子と丁度等しくなることを指摘している。しかし公的経済部門の比重が大になり、レントや利子収入の多くの部分が国家

の手に入るようになればともかく、そうなるまで、現実の政策としては、もちろんレントと利子でもって赤字を補うことは困難である。ただ、これを有効に利用すればネガティブ・レントを可成りの程度まで補いうることに注意する必要がある。レントや利子収入を有効に利用する方法は、H・D・ディッキンソンの提案した如き限界費用平衡基金を設けることであろう。M C 価格政策のためだけでなくとも、国有化産業部門は赤字になり易いから、これを補い、国有化産業部門での資本蓄積の増大に役立てることが必要であろう。また、国有化産業での価格・産出量政策に悪影響を及ぼさないような仕方、国有化産業を景気安定化に利用しようようにするためにも国有化産業部門に基金を設けることは必要であると思われる。

\* Beckwith, cit. p. 217.

\*\* H. D. Dickinson, "Price Formation in a Socialist Community", (Economic Journal, June, 1933, p. 246).

前節において、M C 原則採用によって生ずる赤字をレントや利子で補いようと述べたが、その場合の M C 原則とは固定設備(乃至プラント)一定という短期条件下において M C 価格・産出量政策をとる場合の原則である。M C 原則をめぐる論争においては、M C が短期についてのものか長期についてのもの(長期の場合 M C は固定設備費用をも含む総費用の限界的増分を意味する)かが必ずしも明確にされないままに論じられている場合があったので、この論争の考察に際しては、これまでの便宜上、これを区別しないで来た。しかし

国有化産業における価格・産出量政策

し、今は両者の区別をはっきりさせなくてはならない。

かくて固定設備一定のもので価格・産出量政策と固定設備そのものを増減させる政策とを区別して考えると、前者についても M C 価格・産出量政策によって赤字を生ずるとは必ずしもいえないことが明らかになる。何故なら、一定プラントのもとにおいては、M C が A C 以下であるのはそのプラントに余剰能力があるときだけであるが、余剰能力は常にあるとは限らないからである。余剰能力がなくなつてから、新たな固定プラントの投資が行なわれ利用されるようになるまで M C は A C 以下になり、M C 価格をつければレントを得ることが出来る。このレントで余剰能力のある条件下で生ずる赤字を補うことが出来る。それ故、もしそうした短期的費用漸減条件下で損失が生ずるとしたら、「……それは限界費用を平均支出(いわゆる平均費用)に等しくさせる水準以上に、固定資本の投資を行なうことによる。」前節において M C 原則採用によって生ずる赤字をレントや利子で相当補いようと述べたのはこのような理由からである。

\* cf. Beckwith, cit. p. 212, cf. also P. Wiles, "Price, Cost and Output", p. 124.

六、微視的静態論から巨視的動態論へ

以上の如く M C 価格を採用することによって赤字が生ずる場合には、赤字の補いに関して厄介な問題が生ずるが、それを補う妥当な

方法を考えることは必ずしも不可能ではないといえる。それ故赤字の問題はMC価格原則を固定設備一定という条件下に適用することに対しての決定的反対論とはならない。しかし、この原則に対してはその他いくつかの批判がある。その中には、MC価格をとれば絶えず価格を変化させねばならぬとか、MC価格の測定は困難であるとかいった議論もあるが、そうした比較的重要性の乏しい批判はすべて省略して、二つの観点からMC原則論の立脚する根本前提自体を検討する。この検討により長期(固定設備乃至プラント自体の投資による増減)政策の場合にはMC原則以外の規準を用いなくてはならないことが明らかになると共に、MC原則が固定設備一定下の政策としては有益性を保持することもはつきりするであろう。

\* このような批判に対しては、何人も「価格が限界費用に奴隷的に従うべきであると本気に提案したことはかつて無い」(Vogel, *Journal of Political Economy*, June, 1948)と答えれば充分である。

\* MCが長期MCならば困難が残るが、不可分性の問題はコストを平衡配分することによって解決出来る。cf. J. Farrell "In Defence of Public-Utility Price Theory" (*Oxford Economic Papers*, Feb. 1958) コストの帰属配分についてはAC原則においても同様の困難がある。cf. Beckwith, *cit.* pp. 196-7.

(1) 微視的部分均衡分析の制約  
すなわち、MC原則論は部分的乃至微視的均衡分析としての制約

しかし、この難点は一見想像されるほど大でないことがありうる。社会主義社会においては、この難点が小さくなるであろう。何故なら、社会主義経済下においては、余剰能力が恒常化するような産業の大部分が公有化されるか、又は、価格・産出量統制の対象となるからである。更に又、国有化産業の重要部分を占める基礎産業の場合には——たとえば燃料——、消費財の場合に比べて以前の生産過程における価格コスト関係の累積的歪み(distortion)の影響を受けることが少ないであろう。このような事情を考慮すれば、国有化産業における「理想的」価格・産出量政策が不完全競争の故に無意味になるとの反論は緩和される。しかし、少なくとも国有化乃至公有化産業が国民経済の小部分を占めるにすぎない場合には、不完全競争の領域が多く残ることになる。だから、国有化産業における産出量の行きすぎを抑制するため、すべての国有化産業に一種の税の如きものを課して私企業の生産とのギャップを調整することが考えられる。M・フレミングはこのような調整を提案して、その税額算定の方法を示しているが、この算定は実際においては可成り恣意的なものとならざるを得ないし、又、国有化企業が私企業の不完全競争的価格決定に追随する結果となり、理想的価格・産出量政策からの乖離は避け難い。だから、国有化産業部門における政策は、私的産業部門の価格・産出量政策に追随することなく、それを追随させるか、或いはそれが出来ないときは、私的部門の政策に伴う難点を緩和乃至相殺するようになされるべきである。国有化産

国有化産業における価格・産出量政策

を免れ難い。ここから難点が生ずる。第一に国有化産業にMC原則を適用せよという論は、他の分野の企業においても一般にMC原則に基づく「理想的」価格・産出量政策がとられていることを想定して初めて成り立つ。もし、他の分野の企業で完全競争に近いものが行なわれていればその想定は妥当といえる。ところが現実においては、多くの産業分野において独占乃至不完全競争が支配的であり低い操業度のため大きな余剰能力が存在している。しかも独占力行使によって価格が高く保たれているので、余剰能力があるにも拘わらず、次々と固定設備の投資が行なわれる。従って、一定設備下における産出量水準は、理想的価格・産出量政策の行なわれる国有化産業部門に比して過少となり、他方、固定設備投資のほうは過大となる。それ故その種の産業においては、長期、短期いずれの場合にも自動的にMCII価格となることはないし、又、そのようにさせるような政策がとられることもない。だから国有化産業部門のみMC原則を厳格に採用すれば、この部門の生産と他の部門の生産との間に不均衡が生ずることになる。

\* For example, J. de Graaf, "Theoretical Welfare Economics" p. 146. ヘルツィン・M・レーダー「厚生経済学の理論的研究」坂本、田村訳五〇―五一頁。

\* 資本主義社会における現実の経済についてみると不完全操業が一般的であり、資本設備の余剰能力(capacity)が数十%から半分近くに及んでいる産業も少なくない。

業部門が相対的に小部分である場合には私的部門を追随させることが困難であろうが、例え追随させないでも追随しないならば、そのほうがむしろ好ましいといえよう。このように考えると、第一の前提に関する限り、MC原則の決定的制約とはいえない。少なくともMC原則のsecond bestとしての意義は否定し難い。ところが、より重要な難点が他の前提にみられるのである。

\* cf. I. M. D. Little, "The Price of Fuel" Introduction xi. & p. 195.

\* M. Fleming, "Production and Price Policy in Public Enterprise" (*Economica*, Feb. 1950, p. 4).

\* ラーナーも彼の提案する原則は、「完全競争の状態が現存していることを当てる必要はない」のであり、「たとえ価格のバロメーター機能が挫折してもくつがえされるものではない」という。Lerner, *Essays in Economic Analysis*, 1953, p. 44.

すなわちその一つは限界分析が、価格及び産出量の限界的变化を扱うために、当該産業の生産物に対する需要曲線と、必要な生産要素の供給曲線の独立性を想定するところに存する。ところが現実の問題としては価格や産出量の変化は大である。特に国有化産業ともなれば国民経済における生産要素のうちのある種のものに対しては相当大きな需要者なので、国有化産業における産出量増大に伴い何等かの生産要素の供給不足をもたらし、ボトルネックや不足要素の価格騰貴を引き起したり、国際収支の観点から好ましくないよ



うな物資の輸入の増大を必要とすることがある。又、その反対に生産量の縮小によって生産要素の不完全雇用が生ずることもある。国有化産業部門は完全雇用と景気変動安定化の機能を果たすことが期待されるが、MC原則をリジッドに適用すればこの機能を果たすことが困難となる。もっとも固定設備一定の下での産出量調節の場合ならば、国民経済全体の経済変動に及ぼす影響はそれほど重大ではないだろう。だが、国有化産業部門における固定設備投資の国民総投資中に占めるウェイトは——少数の産業を国有化したにすぎない英仏の例をみても明らかなく——極めて大きい\*。それ故、国有化産業が景気変動安定化に重要な役割を果たすべきであるとすれば、固定設備自体の投資による価格・産出量調節はMC原則とは別の規準によってなされるべきである。又、現実の経済においては、国際収支の安定化も経済の安定的発展の要件であるが、MC原則の適用に当っては、この点も考慮に入れらるべきである。

\*「三田学会雑誌」前出参照。

需要面についても、MC価格採用に伴う産出量の増大分がすべて需要されるとみる想定は妥当でないことは明らかである。今日の経済において、多くのオリゴポリーの企業が一種の平均費用であるフル・コスト原則を採用している最も重要な理由は需要曲線又は限界収入曲線が不確定である故であるといわれる\*。又、発展する経済においては、将来の技術に関する不確定性が大きい。このような理由の故にフル・コスト原則はしばしば正当化される\*。国有化産業

及び独占企業統制の規準を定めるに際しても、この点が考慮されるべきであるとすれば、固定設備投資によって産出量を拡大すべきか否かというような場合、規準としてMC原則をとることの妥当性はますます疑わしくなる。

\* Wilson & Andrew, 'Oxford Studies in the Price Mechanism', 1951, pp. 114-6. 伊藤久秋『Full Cost Principle について』(『青山経済論集』昭和三年七月号)参照。

\* cf. for example, R. Harrod, 'Imperfect Competition Revised' ('Economic Essays').

(2) 巨視的動態論的考察

長い間、多くの経済学者は静態的条件下における資源の配分という意味での能率問題に目を奪われていたが、彼等が静態的条件下における能率極大化の問題からより長い目でみた能率の問題——経済発展の問題——に目覚めたとき、能率問題についての革命的变化が生じた。かくて生じた巨視動態革命とも称すべき変化は微視的静態論的狭い枠内での能率極大化の問題について精緻な理論を立てることの無意味さを認識させた。特に国有化産業における投資政策は国民経済の安定的発展のための計画化の基礎であるから、こうした意味での計画化の観点からその政策が立てられなくてはならない。最近多くの論者が言う如く「経済成長を進めるべく意図されている『基礎』的部門に、競争経済の図式によって推識された政策をとるよう提案することは疑いもなくパラドキシカルである」といわなく

てはならない。かくて投資政策においては、静態論的最適基準であるMC原則を捨て、経済成長極大化を第一目標にしつつ、あわせて他の政策目標を考慮に入れることの出来るような基準を求めなくてはならぬ。

\* Yves Mainigny, etc. 'Le Fonctionnement des Entreprises Nationalisées en France', 1956, p. 250. 投資政策についての巨視動態論的基準を求める試みは最近多くの論者によってなされてくる。こうした論が国有化産業にも適用されるべきである。cf. for examples: W. Galenson & H. Leibenstein (Quarterly Journal of Economics, Aug. 1955), O. Eckstein (Q. J. E., Feb. 1957).

### 七、限界費用原則適用の領域

このようにMC原則は固定設備乃至プラントそのものへの投資によって価格・産出量を動かす場合の規準としては適当でない。しかし、MC原則も固定設備一定という短期の条件下においてはなお政策の第一次規準としての意義を有する。ベックウイス、P・ワイルズ等がMC原則を適用すべしというのは、このような短期の政策の場合である。経済発展の見地からみた能率を重視するM・ドップも一定のプラントからの産出量(価格についても同様であろう)の問題は、「ランゲ博士やラーナー氏の法則、すなわちM・O・C(限界産出物の費用……筆者注)と価格の均等の法則、によって解決さ

国有化産業における価格・産出量政策

れるだろう」とみている。なかんずく、MC原則が政策の規準として重要な意義を保持するのは、固定設備の余剰能力の合理的利用のために価格乃至料金構造を如何に定めるかが問題となる場合である。W・ウィグレイも言う如く、「MC価格制が我々の経済の全面的能率改善に最大の寄与をなしうと思われるのは正にこの料金再構成においてであり、」他の点で得られる利益は少ない(だから第五節で述べた議論は短期条件下の理論として有益性を保持する)。

\* P. Wiles, cit.

\*\* M・マッソン「経済理論と社会主義」都留重人他訳七〇〜七二頁。

\*\*\* W. Vickrey, "Some Implications of Marginal Cost Pricing for Public Utilities", (American Economic Review, May, 1955).

しかし、固定設備一定の条件下における政策の場合においても、経済政策上の考慮——経済安定とか平等化への考慮——によって、若干の変更が必要になることがある。たとえば、不完全雇用下においては、価格がMCと等しくなる点以上に産出量を増大させて雇用の増大を図る必要が生ずるであろう。資本が労働力に比して相対的に過少であるが故に生ずるような後進国型の不完全雇用下においても——固定設備投資拡大を進めると同時に——既存の固定設備をMC原則の示す水準以上に利用することが要請される。他方、逆に労働不足が生ずるような条件下では一種の税によって産出量水準を抑制する必要がある\*。その方が社会的にみれば最適状態に接近するで

あろうことは大いにありうることである。国際収支に対する考慮も扱われるべきである。現実の問題としてみると独占的私企業における余剰能力は非常に大きいので、もしこれらの産業を国有化したりあるいは統制によってMC原則をとらせれば、全く非現実的な輸入をしなくてはならないし、その上、価格を下げて需要増大に限界があるものを生産しなければならなくなる場合もある。余剰能力の過度の存在はMC原則適用の必要性を示すものではあるが、その適用に当たってはリジッドなやり方を排し、他の政策目的との調整を考慮すべきことは当然のことである。固定設備一定の条件下でも以上のような考慮による調整がやはり必要であるが、これらは、政策担当者によって調整することが可能であるから、このような領域においては、MC原則価格・産出量政策の一つの基準としての意義は失なわれないだろう。

\* ドップ前掲書七一頁。

短期条件下における余剰能力利用の問題解明の武器として、限界分析に代り線型計画(リニア・プログラミング)を有効に利用しうる場合も少なくない。限界分析が部分的均衡論としての制約を免がれ難いのに対し、線型計画法は一般均衡の問題を具体的に解くことが出来る。その場合、シャドウ・プライスがMC価格に代る役割を一層有効に果たさう。一単位当りの変動費用が一定であり、また単位の可分性と、加法性(プロセスを同時に使用しても経済的節約が生じないとの仮定)の想定が妥当であるような財又はサービスを生

産している産業の場合にはMC原則を利用するよりも線型計画法を適用するほうがずっとよいことがある。

\* 製品一単位当りの変動費が一定のときは、生産費と生産単位数との関係が一次式となり、MCと平均変動費を同じものと考えるので、MC原則とAC原則が接近する(鎌倉昇「価格、競争、独占」一六八頁)。一般の製造工業においてはこのようなことが多いただろうから問題は比較的簡単になる(鎌倉同書及び、J・ディーン「経営者のための経済学」二二八頁以下参照)。線型計画法や産業連関分析適用の問題については本稿の続稿で又触れる。

### 八、国有化産業における投資政策

次に固定設備の投資自体を含む投資政策の基準を求めなくてはならない。そうした基準としては次のようなものが考えられる。

第一に、単純なるMC原則の妥当でないことは明らかである。かつての代表的MC原則論者の一人であるO・ランゲも次のように述べている。「投資を必要とする長期についての決定となると、計算の基礎は全く異なる。投資の場合には、現在の限界費用は直接のガイドとならない。何故ならば、その場合の投資決定のガイドは、建設予定の新工場における予想費用であろうからである。ここで計算の基礎となるのは新設備の建設費およびその設備の運営費である。このように、長期投資の効果の計算は一定の工業能力構造における現在の費用の問題とは別個の問題である\*。そこで第二に考えられる

のは、一種のAC原則を適用して、予想収益とACとの比較を投資決定の基礎とするという単純ではあるが広く採用されている方法である。ダービンがAC原則を主張したとき、彼はACの中に「どれほど離れていようと、合理的に予見しうる支払いのすべてを含む」と考えていた。だから彼はAC原則をむしろ長期の意味での価格・産出量政策に適用することを考えていたともとれる。第三に、総費用と総収入の比較を基準にする考えもある。たとえばベッククワイスは固定設備投資政策の規準としては、MC原則を捨てて、「投資の全期間における総費用と、消費者余剰をも含めた全収入との比較」を基準にすべきであるという。実質的に第二及び第三の考えに属する規準はその他いろいろある。第四に考えられることは、MCに成長率概念を持ち込んだり、あるいは将来の発展の費用を含めたりすることによって、MC原則を長期化乃至動態化する(時間的あるいは縦の面への拡張)試みである。第五に、巨視的あるいは社会的要素を取り入れた(横への拡張)社会的限界生産力の如きものを基準とすることも考えられる。更には、時間的要素と社会的要素を共に織り込んだ基準を考えることが出来る。

\* O. Lange 'the Political Economy of Socialism' (Polish Institute of International Affairs).

\*\* Beckwith, cit. p. 204.

\*\*\* 例えばL・アモロソ(Amoroso)はMCを次の如く修正する。

国有化産業における価格・産出量政策

$\frac{dD}{dg} - \frac{d}{da} \left( \frac{dD}{dg} \right)$  D: 総費用 g: 生産量  
 $\frac{dg}{da}$  a: 建設産業の成長率  
 \*\*\*\* For example, G. Dessus "The General Principles of Rate Fixing in Public Utilities" (\*\*) \*\*\*\* 共2 International Economic Papers No. 1 所載。  
 \*\*\*\*\* H・B・チェナリは社会的限界生産力を資本回転率、付加価値、国際収支に及ぼす効果の函数とみて、次の如く示している。

$$\text{社会的限界生産力} = \left( \frac{V}{K} \right) \cdot \left( \frac{V-C}{V} \right) + r \cdot \frac{B}{K}$$

V: 国内で付加された総生産物 B: 総国内総生産物

K: 投資 r: 国際収支のもたらす社会的限界生産力

C: 国内生産要素の総費用

H. B. Chenery, "The Application of Investment Criteria," (Q. J. E. Feb. 1953).

投資政策の規準といっても、国有産業の個別的プラントにおける経営責任者がそのプラント乃至固定設備の増減を如何にすべきかを問題にするときの規準と、国の中央計画機関が資本の最適配分のために求める投資の規準とがある。だから投資政策におけるこれら二つの場合の関係、及び固定設備一定条件下における価格・産出量政策との関係を明らかにする必要がある。本稿の続稿においては、投資統制についてのいくつかの基準の検討を通じて、各プラント及び中央計画機関における投資政策の正しい在り方を明らかにする。